

高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園への

移行に係る受託事業者募集要項（案）

高石市では、市立取石幼稚園・取石保育所を民営化し、幼児教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園へ移行します。移行にあたり、多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応やサービスの拡充を図るため、認定こども園の設置・運営を学校法人又は社会福祉法人に移管します。認定こども園の運営を行う法人（以下「法人」という。）を次の要項により募集します。（幼保連携型としての設置を計画していますので、大阪府による保育所、幼稚園の認可及び認定こども園の認定が条件となります。）

1. 移管する施設の名称、所在地

高石市立取石幼稚園	高石市取石3丁目4番64号
高石市立取石保育所	高石市取石3丁目4番64号

2. 開園年月日

平成23年4月1日

3. 応募資格・条件

次の要件のいずれも満たす法人とします。

- (1) 大阪府下において、学校教育法第4条第1項第3号の規定により認可された幼稚園（以下「幼稚園」という。）、又は児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所（以下「保育所」という。）を引き続き10年以上運営している学校法人又は社会福祉法人であること、又は大阪府下において現に認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人。
- (2) 新たに認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (3) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが経営すること。
- (4) 理事長は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、高石市の幼児教育及び保育をよく理解し、積極的に協力を行うこと。
- (5) 施設長（園長）は、幼児教育及び児童福祉に熱意のある者であって、幼児教育及び児童福祉の理論と実践について知識と経験を有するものであること。
- (6) 施設の運営に当たっては、保護者をはじめ地域に開かれた認定こども園をめざし、利用者に選択される魅力ある認定こども園づくりに取り組むこと。
- (7) 認定こども園の設置に当たっては、大阪府認定こども園の認定に関する審査基準に準拠し大阪府知事の認定を得ること。
- (8) 法人決定後、市と法人との間で締結する基本協定、財産等（土地・建物・備品）の貸付及び譲渡契約等を誠実に履行すること。

4. 用地及び施設

(1) 用地

- ① 認定こども園用地は、契約により無償貸付とする。
- ② 認定こども園の敷地面積は、約2,800㎡とする。

(2) 施設

- ① 法人は上記の用地に幼保連携型の認定こども園を新設すること。
- ② 認定こども園の施設整備及びその他施設の設置に要する経費、用地の整備等に要する経費は、法人が負担するものとする。
- ③ 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）、大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年大阪府条例第88号）及び大阪府認定こども園の認定に関する審査基準を遵守すること。
- ④ 既存保育所建物は、契約により無償譲渡とする。（移管の実施期日までに市議会での議決を得る予定）
- ⑤ 園児の送迎時等に使用する駐車場及び駐輪場等、必要な規模を確保すること。
- ⑥ 近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に誠意をもって対応すること。

(3) その他

- ① 法人は施設整備にあたり、関係法令等を遵守するとともに、市との協議のうえ、より良い教育・保育環境の実現に努めること。
- ② 施設整備にあたり、地元自治会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、運営法人の責任において、誠意を持って対応すること。
- ③ 平成23年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、平成23年2月末日までに園舎を完成させること。
- ④ 幼稚園用備品・保育所用備品は、無償譲渡とする。なお、譲渡を受けた備品は、原則として認定こども園運営以外に使用しないこと。
- ⑤ 法人による施設建設等は下記に定めるスケジュールによるものとし、近隣住民及び隣接する市立取石幼稚園、取石保育所や取石中学校に対し、工事騒音や在園児・在校生への安全確保に充分留意しながら建設工事を進めること。

(4) スケジュール

平成21年度	施設設計及び開発協議等の実施 保育所・幼稚園・認定こども園設置認可準備作業 施設整備費補助（安心こども基金）申請等準備作業
平成22年度	土地賃貸借契約締結 施設整備費補助（安心こども基金）申請 保育所・幼稚園・認定こども園設置認可申請 施設整備（造成、建設）実施 引き継ぎ保育等の実施
平成23年度	認定こども園開園（4月）

5. 運営の条件

認定こども園の運営に当たっては、「認定こども園運営の条件」に定めるもののほか、高石市・高石市教育委員会と協議するものとする。

ただし、認定こども園制度の改正や幼児教育・保育状況の変化により、認定こども園運営条件に変更が生ずるときは、高石市・高石市教育委員会と協議のうえ、変更するものとする。

6. 申請書

高石市「認定こども園設置・運営法人応募申請書」（別記様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて提出期間中に市長に提出すること。

(1) 法人に関する書類

- ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人登記簿謄本、法人印鑑証明書）
- イ 市税滞納有無調査承諾書
- ウ 国税の納税証明書（法人税及び消費税）
- エ 地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）
- オ 労働保険料納付済証明書
- カ 申請書を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書
- キ 直近3年間の決算書一式
- ク 平成19年～21年の人員表
- ケ 法人概要（別記様式第7号）
- コ 類似施設管理実績一覧表（別記様式第8号）
- サ 組織図
- シ 役員名簿
- ス 代表者の住民票
- セ 福祉政策に関する取り組み

(2) 現在運営している保育所、幼稚園、認定こども園に関する書類

- ア 運営保育所、幼稚園、認定こども園の概要を記載した書類
- イ 保育所、幼稚園、認定こども園指導監査結果の写し
- ウ 第三者評価結果の写し
- エ その他運営保育所、幼稚園資料

(3) 認定こども園の運営に関する書類

- ア 運営事業計画書（別記様式第2号）
- イ 運営提案書の概要
- ウ 運営提案書
- エ 運営事業に関する収支予算書（別記様式第3号）
- オ 危機・安全管理計画

(4) 認定こども園の施設整備に関する書類

- ア 施設整備計画書（別記様式第4号）
- イ 配置図、平面図等 施設計画の概要がわかる図面
- ウ 施設整備資金に関する収支予算書（別記様式第5号）

7. 応募申請書の配布

平成 年 月 日（ ）から高石市役所 保健福祉部 子育て支援課及び高石市教育委員会 教育総務課（午前9時から午後5時30分まで）で用紙を配付します。

高石市役所ホームページにアクセスしますと、様式がダウンロードできます。

8. 受付期間及び場所

(1) 受付日時：平成 年 月 日（ ）から 月 日（ ）
午前9時から午後5時30分まで（土曜日、日曜日を除く）

(2) 受付場所：高石市役所保健福祉部子育て支援課

(3) 申し込みは、認定こども園設置・運営法人応募申請書等に必要事項を記載のうえ、直接ご持参下さい。（郵送は不可とします） 受付期間終了後の申し込みは受付できません。

9. 説明会等の日程

平成 年 月 日（ ） 時より 会議室において説明会及び施設見学会を行います。

説明会等への参加を希望される学校法人又は社会福祉法人は、準備の都合上、平成 年 月 日（ ）午後5時までに子育て支援課へご連絡ください。

なお、施設見学会について、多数の場合は日程調整する場合がございます。

10. 質問の受付

口頭、Eメール又は電話でのお問い合わせにはお答えできません。質問がある場合には、別添の「質問票」を平成 年 月 日（ ）までに届くように郵送又はFAXで送付してください。提出された質問については、申し込みされたすべての法人を対象に、文書で回答します。

11. 法人の選考及び結果の通知

- (1) 高石市立取石幼稚園・取石保育所の認定こども園の移行に係る選考委員会において、応募書類の審査並びに法人（理事長等）及び施設長（予定者含む）のヒアリングを行い選考します。
- (2) 提出された応募書類は、高石市情報公開条例に規定する非公開情報を除き公開します。
- (3) 応募した法人については、法人名を公表するものとします。
- (4) 選考結果については、2月上旬に郵送で通知します。

12. 応募者に対するヒアリングの日程

平成 年 月 日（ ）午前午後 時より

13. 応募費用の負担

応募に関する一切の費用は応募者の負担とします。

14. 問合せ・送付先

高石市役所 保健福祉部 子育て支援課

(592-8585 高石市加茂4丁目1-1)

TEL 072-265-1001 内線 1320

FAX 072-265-1015